

肖像権等に関する管理・運用規程

(本規程について)

第1条

本規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下、「本協会」という）が運用する本協会メンバー制度登録システム等によりメンバー登録のある本協会の会員（以下「J S A会員」という。）の肖像権の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(本規程の精神)

第2条

本規程は、本協会の定款第3条に定める目的のもと、以下の精神に則り定める。

- (1) J S A会員の肖像権を保護する。
- (2) 本協会が認めたスポンサー及びサプライヤーに付与している権利を保護する。

(定義)

第3条

本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「肖像」とは、個人の容貌及び姿態をいう。
- (2) 「肖像権」とは、みだりに自己の容貌及び姿態を撮影及び公表されない人格的権利をいう。
- (3) 「所属チーム」とは、本協会の選手・チームスタッフが現在所属するチームをいう。
- (4) 「チーム保有法人等」とは、前号の所属チームを運営する株式会社、一般社団法人及び学校法人その他法人、法人格なき団体並びに個人をいう。
- (5) 「肖像使用請求者」とは、J S A会員の肖像の使用を希望する広告主または商品販売（提供）元（但し、日本代表としての肖像を使用しない場合に限り、所属チーム及びチーム保有法人等を除く）をいう。
- (6) 「日本代表としての肖像」とは、J S A会員が日本代表（シニア、アンダーエイジカテゴリーを含む）としての活動期間中に提供されたユニフォームその他衣服の着用時における肖像及び日本チームの呼称が使用される際の肖像をいう。
- (7) 「本協会加盟団体」とは、地区支部協会、都道府県協会及び全日本学生連盟をいう。

(J S A会員の肖像)

第4条

- 1 J S A会員は、本規程の精神に同意し、自己の肖像権の管理・運用（但し、非営利的かつ個人的その他これに準ずる限られた範囲内におけるものを除く。）を本協会に委託し、本規程の定めに従い本協会等が自己の肖像を使用することを無償で承諾する。本協会は第三者によるJ S A会員の肖像権に対する侵害が発生しないよう、また所属チーム及び本協会の選手が不利益を被ることがないよう、誠意を持って肖像権の管理・運用に努める。
- 2 本協会が保有・管理する写真・動画をJ S A会員が使用を希望する場合は、本協会が定めた「写真・動画の使用ガイドライン」のもと適切に管理・運用する。

(本協会による肖像使用)

第5条

本協会は、J S A会員の肖像を、本協会自身による広告、宣伝、広報等のプロモーション活動、また本協会自身の制作する有償販売または無償提供するグッズに無償で使用できるものとし、J S A会員はこれに協力するものとする。

(本協会加盟団体による肖像使用)

第6条

本協会は、本協会加盟団体に対し、当該本協会加盟団体が行う広告、宣伝、広報等のプロモーション活動でのJSA会員の肖像使用を書面により期間を定めて許諾できるものとし、JSA会員はこれに協力するものとする。

(チーム保有法人等による肖像使用)

第7条

本協会は、チーム保有法人等に対し、当該チーム保有法人等（子会社を含む）が行う広告、宣伝、販売その他の営業活動に、当該チーム保有法人が運営するチームに所属する本協会の選手及びチームスタッフの肖像使用（但し、日本チームとしての肖像を除く）を書面により期間を定めて許諾できるものとし、JSA会員はこれに協力するものとする。使用できる。

(官公庁等による肖像使用)

第8条

本協会は、文部科学省・スポーツ庁・警察庁・消防庁その他の官公庁、地方公共団体、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等に対し、公益性が高いと本協会が判断する広報活動におけるJSA会員の肖像使用を書面により期間を定めて許諾できるものとし、JSA会員はこれに協力するものとする。

(大会出場時の肖像)

第9条

本協会は、本協会または本協会加盟団体が主催する大会出場時のJSA会員の肖像使用を、主催者による大会告知・報告、本協会が認めた大会参加記念グッズ（記念写真販売等）、その他本協会が認めた企業・団体（共催・後援・協賛等）による大会告知・報告等（大会協賛の事実を広告する場合を含む）を目的としたものに許諾できるものとする。

(スカッシュの発展のための肖像使用)

第10条

本協会は、映画、アニメ、コミック、テレビ・ラジオ番組、SNS、ホームページ、新聞・雑誌企画その他スカッシュの発展に寄与すると本協会が判断する媒体におけるJSA会員の肖像使用を許諾できるものとし、JSA会員はこれに協力するものとする。

(第三者による肖像使用)

第11条

JSA会員は、次の各項の申入れを第三者から受けた場合には、すみやかに本協会に伝え、本協会の判断と指示に従うものとする。但し、メンバー制度登録システム等における登録チームの種別が「ジュニア」「小学校」「中学校」「高等学校」「高等専門学校」の選手は、日本チームとしての肖像を除き、次の第1項（広告出演）及び第3項（グッズにおける使用 ※大会参加記念グッズにおける使用は含まれない）は行えないものとする。なお本協会は、JSA会員本人、所属チームまたはチーム保有法人等との協議を行った上で、状況に応じて柔軟に対応することができる。

(1) 広告出演

所属チーム以外の第三者の広告、宣伝及び販売等の商業活動への参加、第三者が開催するイベントへの出演

(2) メディア出演・取材応諾

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・書籍・インターネットメディアによる取材（大会結果等のスポーツ報道及び別途本協会が認める定期刊行誌は除く）への応諾

- (3) グッズにおける肖像使用
有償販売または無償提供されるグッズにおける肖像使用

(肖像権自己管理宣言書を提出したJ S A会員の肖像の取扱い等)

第12条

- 1 J S A会員は、本協会事務局に対して「肖像権自己管理宣言書」（添付2）を提出し、かつ、本協会の常務理事会において承認された場合に限り、自らも自己の肖像権を管理・運用することができる。かかる場合においても、第5条ないし前条の規定は当該J S A会員の肖像について適用される。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、同項の「肖像権自己管理宣言書」を提出したJ S A会員の日本代表としての肖像権は、第4条に基づき本協会が管理・運用するものとし、当該J S A会員が日本代表のメンバーに該当した場合であっても、当該J S A会員は、自己の日本代表としての肖像権を管理・運用することはできないものとする。
- 3 第1項の「肖像権自己管理宣言書」を提出したJ S A会員による自己の肖像が第三者に使用されたことにより発生した損害に対して、本協会はいかなる責任も負わない。

(肖像使用料)

第13条

前条の出演料を含む肖像使用料、肖像使用料の配分について、肖像使用料支払いまでの流れは別紙1に定めるとおりとする。但し、本協会は、J S A会員本人、所属チームまたは選手保有企業・学校等の承諾を得た上で、常務理事会での承認による決裁のもと、状況に応じ柔軟に対応することができる。

(その他)

第14条

- 1 本規程の定めにない事項については、本協会・J S A会員本人・所属チームで誠意をもって協議し、円満な解決を図る。
- 2 本規程に定める事項のほか、J S A会員の肖像権に関する取扱いについては、公益財団法人日本オリンピック委員会その他これに準ずる組織が策定する規程の内容に従うものとする。

附 則

本規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月20日理事会決議)

別紙1

1. 第三者による肖像使用時の肖像使用料〔出演料〕

本規程第13条により本協会が承諾をした場合、JSA会員の肖像使用料（出演料）は、以下の金額とする。

スポーツエントリーの登録種別								
ジュニア会員 ジュニア会員 (小学生)	プロ選手会員 個人選手会員 一般会員 レフリー・コーチ会員 後援会員 学連会員 フレンドシップ会員	チームスタッフ (種別を問わない) 本協会役員 委員会委員 地区支部協会役員 都道府県協会等役員						
広告出演	広告、宣伝及び販売等の商業活動は行えないものとする。	1社（広告物・掲出媒体が複数ある場合も1社でカウント）、1拘束日の肖像使用料（出演料）は下記の通りとする。なお、拘束日が発生せず、既存の素材で構成する場合、1拘束日の扱いとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>選手数</th><th>肖像使用料（合計）</th></tr> <tr> <td>1選手</td><td>1人1万円以上／1拘束日</td></tr> <tr> <td>3選手以上</td><td>全選手合計10万円／1拘束日</td></tr> </table>	選手数	肖像使用料（合計）	1選手	1人1万円以上／1拘束日	3選手以上	全選手合計10万円／1拘束日
選手数	肖像使用料（合計）							
1選手	1人1万円以上／1拘束日							
3選手以上	全選手合計10万円／1拘束日							
メディア出演・取材応諾		※交通費は肖像使用請求者が実費を負担するものとする 無償とする。（※1） ※交通費は肖像使用請求者が実費を負担するものとする						
グッズにおける肖像使用	グッズにおける肖像使用は行えないものとする。 (大会参加記念グッズへの使用は含まれない)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td><td>肖像使用料</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">ライセンシング グッズ 〔有償販売〕</td><td>ロイヤリティ： 販売価格の 5% 拘束料（全額本人に配分）：販売価格の 5%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">プレミアムグッズ(景品) ・ノベルティ 〔無償提供〕</td><td>ロイヤリティ： 制作価格の 3% 拘束料（全額本人に配分）：制作価格の 3%</td></tr> </table>		肖像使用料	ライセンシング グッズ 〔有償販売〕	ロイヤリティ： 販売価格の 5% 拘束料（全額本人に配分）：販売価格の 5%	プレミアムグッズ(景品) ・ノベルティ 〔無償提供〕	ロイヤリティ： 制作価格の 3% 拘束料（全額本人に配分）：制作価格の 3%
	肖像使用料							
ライセンシング グッズ 〔有償販売〕	ロイヤリティ： 販売価格の 5% 拘束料（全額本人に配分）：販売価格の 5%							
プレミアムグッズ(景品) ・ノベルティ 〔無償提供〕	ロイヤリティ： 制作価格の 3% 拘束料（全額本人に配分）：制作価格の 3%							

※1 本協会が別途定める取材ガイドラインに同意する肖像使用請求者に限るものとする。企画内容等により掲載が相応しくないと判断した場合、本協会は出演を断ることができるものとする。

2. 肖像使用料〔出演料〕の配分

肖像使用料は、下記に基づき選手に配分する。

（1）対象が個人単位の場合

本人……………肖像使用料の 70 %を対象選手に配分

（法令に基づき控除すべき金額がある場合には支給額から控除するものとする）

本協会……………肖像使用料の 30 %

（2）対象が所属チーム単位の場合

本人……………肖像使用料の 0 %

本協会……………肖像使用料の 30 %

所属チーム……………肖像使用料の 70 %

3. 肖像権使用の流れ

- (1) 本協会は、肖像使用請求者から直接または広告代理店経由で本協会の選手の肖像の商業的利用の申請を受けた場合は、添付1の通知及び確認書を使用し、本協会の選手、所属チームまたは所属企業等の確認を得た上で、肖像使用請求者と契約書を作成する。
- (2) 肖像使用請求者は契約書に基づき広告、商品販売(提供)を実施する。
- (3) 肖像使用請求者は本協会に肖像使用料を支払う。
- (4) 本協会は前記肖像使用料の配分に従い、それぞれに肖像使用料を分配する。
- (5) 本協会は、四半期毎（1月1日から3月31日、4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月31日）に発生した肖像使用料を、当該四半期の最終月の翌月末日までに、本協会の選手及び所属チームに支払う。

<添付1>通知及び承諾書

(**秘**)

【新規・変更】

【所属チーム名または選手名】

年 月 日

公益社団法人日本スカッショ協会

肖像権の利用について（連絡）

【選手名】の肖像について、以下の通り使用許諾を予定しておりますので、ご確認いただきたく宜しくお願ひ致します。

記

1. 使用目的

2. 媒体

3. 使用許諾先

依頼元： 肖像使用請求者：

4. 使用時期

5. 対象

選手単位の場合 全選手名：チーム単位の場合

チーム名：

6. 対価（総額）

以上

確認書

上記内容について確認しました。

年 月 日

住所	
選手名またはチーム名	
責任者 (チームまたは企業の場合)	

<添付2>肖像権 自己管理宣言書

肖像権 自己管理宣言書

- 私は、貴協会が定める「肖像権等に関する管理・運用規程（以下「本規程」）」第12条の規定に基づき、自らの肖像権を自己で管理・運用することを宣言します。
- 私は、本宣言書の提出後においても、本規程の定める範囲において貴協会が自己の肖像を使用し又は利用許諾することができることを確認します。
- 私は、本宣言書の提出後において自己の肖像が第三者に使用されたことにより生じた損害について、貴協会がいかなる責任も負わないことを確認します。

年 月 日

本人の住所	〒
本人の電話番号（自宅・携帯可）	
本人のメールアドレス	
所属チーム名	
署名（本人）	印
署名（保護者）〔未成年の場合〕	印

【肖像権の管理者】

いずれかの（ ）内に○印をご記入ください。
本人（ ） マネジメント会社等の第三者（ ）

上記で第三者を選択した場合、管理者の連絡先

管理者名 (管理する学校・企業・団体名、親族の場合 は親族の名前と本人との続柄)	
担当者名 (学校・企業・団体の場合のみ記載)	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

ご記入後、「署名」の欄に必ずご署名・ご捺印の上、下記宛てに郵送をお願いいたします。

【送付先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

公益社団法人日本スカッショ協会事務局 肖像権担当宛て

※記載いただいた個人情報は肖像権に関わる目的のみに使用いたします。